

令和7年第10回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年10月29日(水) 午前9時30分 ~ 午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 18名

会長	19番	畠	雄	二				
会長職務代理	18番	田	中	政	幸			
委員	1番	安	藤	直	樹	2番	千	葉
	3番	五	十	嵐	勝	4番	山	田
	6番	岩	間	秀	一	7番	貞	廣
	8番	赤	澤	良	一	9番	伊	藤
	10番	峯	崎	光	行	11番	鈴	木
	12番	吉	田	彰		13番	中	澤
	14番	土	屋	典	昭	15番	太	田
	16番	鈴	木	孝	典	17番	白	木

欠席委員 (1名) 5番 長 谷 川 彰 徳

4 説明員 五十嵐事務局長 ・ 田中農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

- | | |
|----|---|
| 第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般報告 |
| 第4 | 議案第37号 現況証明願の件 |
| 第5 | 議案第38号 農地法第3条第1項の規定による許可の件 |
| 第6 | 議案第39号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件 |
| 第7 | |
| 第8 | 議案第40号 農用地の買入協議要請の件 |
| 第9 | 議案第41号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書決定の件 |

令和7年第10回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第10回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。 議席番号 5 番 長谷川彰徳 委員は都合により欠席いたします。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号4番 山田和正委員、6番 岩間秀一委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定ですが、本期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、議案第37号、現況証明願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
佐藤主事	ただいま議題となりました議案第37号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて証明の可否について審議を求めるものです。 調査員につきましては、吉田委員を主任とする、中澤委員、土屋委員の3名により10月14日に現地調査を行いました。 申請の理由は、地目変更登記のためです。
議長	(議案朗読省略) なお場所につきましては、議案第37号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
吉田委員	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、吉田委員から説明願います。
議長	10月14日に私と中澤委員・土屋委員の3名で現地調査を行いました。 調査地については、長年農地として利用はなく雑草・雑木が生い茂っており、今後も農地として復元することは困難と思われることから農地・採草放牧地以外と判断しました。
委員	以上で調査経過の説明を終わります。 ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。 これに、ご質問ございませんか。
	(なしの声)

議長	<p>ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。</p> <p>つぎに、日程の第5、議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。</p> <p>なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番の審議を行いますので、鈴木孝典委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。</p> <p>少々お待ちください。</p> <p>(鈴木孝典委員 一時退席)</p>
田中係長	<p>事務局から番号1番について説明を求めます。</p> <p>ただいま議題となりました議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可の件 番号1番についてご説明いたします。</p> <p>このことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならぬこととなつてゐることから、その許可の可否について審議を求めるものです。</p> <p>(議案朗読省略)</p> <p>なお別添調査書番号1番のとおり、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。場所につきましては、議案第38号資料のとおりとなつております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件番号1番について、質疑を行います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>
委員長	<p>(なしの声)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。</p> <p>少々お待ちください。</p> <p>(鈴木孝典委員 着席)</p> <p>引き続き、番号2番から4番について審議を行います。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>ただいま議題となりました議案第38号、農地法第3条第1項の規定による許可の件 番号2番から4番についてご説明いたします。</p> <p>このことについて、次のとおり申請があつたので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならぬこととなつてゐることから、その許可の可否について審議を求めるものです。</p> <p>(議案朗読省略)</p>
田中係長	

		なお別添調査書番号2番から4番のとおり、農地法第3条第2項各号に係る不許可要件には該当しないものです。
		場所につきましては、議案第38号資料のとおりとなっております。
		以上で説明を終わります。
議 長		ただいま、事務局から説明のあった農地法第3条第1項の規定による許可の件番号2番から4番について、質疑を行います。
委 員 長		これにご異議ございませんか。
	(なしの声)	ご異議なしと認めます。
		よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。
		つぎに、日程の第6、議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件を議題とします。
田 中 係 長		事務局から説明を求めます。
		ただいま議題となりました議案第39号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件についてご説明いたします。
		農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。
		利用権の設定の種類は、1番から10番は所有権移転、11番から16番が、賃借権設定です。
	(議案朗読省略)	
		なお、番号1番から3番及び5・7・9番については北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり15ページ、別添1調査書、番号6・8番、10番から14番は個人が利用権の設定等を受けるものであり16ページ、あ別添2調査書、番号15・16番は法人が利用権の設定等を受けるものでり、17ページ別添3調査書、以上のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。
		場所につきましては、議案第39号資料のとおりとなっております。
		また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては11月21日を予定しております。
		以上で説明を終わります。
議 長		ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件について質疑を行います。
委 員 長		これに、ご異議ございませんか。
	(なしの声)	ご異議なしと認めます。
		よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

田 中 係 長

つぎに、日程の第7、議案第40号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第40号、農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るために、北海道農業公社による買入が特に必要と認めたため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。

なお、場所につきましては、議案第40号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

議 長

ただいま、事務局から説明のあった農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり要請することを決定いたします。

つぎに、日程の第8、議案第41号、農地等利用最適化推進施策に関する意見書決定の件を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第41号、農地等利用最適化推進施策に関する意見書決定の件について、ご説明いたします。

総務委員会から下記のとおり報告がありましたので付議するものです。

経過といましましては、8月29日開催の総務委員会、9月26日開催の委員協議会において、協議・検討を行い原案の承認を得たものです。

結果につきましては、農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）別冊のとおりとなっております。

以上で説明を終わります。

ただいま事務局から説明があった、議案第41号農地等最適化推進施策に関する意見書決定の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決定し、市長に提出することといたします。

以上をもちまして、第10回農業委員会総会は閉会いたします。

議 長

委 員 長